

平成21年第6回教育委員会臨時会記録

平成21年11月30日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年11月30日(月)午後4時10分～午後4時23分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画長 佐藤 浩

社会教育 森田 師郎 済美 教 育一長 小澄 龍太郎
スポーツ課長

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第75号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第76号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第77号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第78号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターに関する住民監査請求)監査結果について

目 次

議事録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第75号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	3
議案第76号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3
議案第77号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第78号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
報告事項	
(1) 杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターに関する住民監査請求) 監査結果について	5

委員長 ただいまから、平成21年第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が4件、報告が1件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

幼稚園教育職員の期末・勤勉手当に関する所要の規定整備ということで、日程第1、議案第75号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第76号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第75号及び議案第76号につきまして、ご説明を申し上げます。

本日開会された区議会本会議におきまして、職員の給与に関する特別区人事委員会勧告の内容を実施するため、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」が改正をされました。条例で改正された内容のうち、今年度に係る期末・勤勉手当の改定につきましては、本年12月1日を基準日とする両手当に適用されます。両手当の支給割合につきましては、本年6月支給のものまでは支給期間に対する在職期間、勤務期間によって決定しておりましたが、正規の勤務時間につきまして、1日8時間から7時間45分、それと1週間40時間から38時間45分ということで、昨年の第4回区議会定例会の条例改正によりまして、本年4月1日から、今お話し申し上げましたように勤務時間が短縮されたことに伴って複雑になったことから、今後はよりわかりやすく従前と同様の算定結果を導くことができるよう、在職期間、勤務時間における欠勤等の日数に応じて支給割合を決定する方法等に改めることとし、12月1日を基準日とする両手当から支給をするため、本議案により改正するものでございます。

規則改正の内容でございますが、まず議案第75号の新旧対照表の2ページ、後ろから2枚めくったところの右側のページになります。新旧対照表の2ページをご覧ください。

第4条におきまして、手当の支給割合を在職期間における欠勤等日数の区分に応じた割合とするよう改めてございます。

第5条第1項では、その欠勤等日数の算出方法を規定してございます。また第5条の第2項では、支給期間に在職期間以外の期間がある場合、当該期間中の週休日等に相当する日を除いた日数を欠勤等日数に加算いたします。

さらに第6条及び第7条でございますが、支給割合決定の基礎を在職期間から欠勤等日数に改めることに伴い、従来と同様の算定結果を導くことができる算定の特例について、規定を整備し

てございます。

5ページから6ページにかけましては、別表第1として、欠勤等日数に応じた支給割合を定めてございます。その他必要な規定整備を行ってございます。

続きまして議案第76号、これの新旧対照表の2ページ、これも後ろから4枚めくった右側のページになります。新旧対照表の2ページをご覧ください。

まず第4条でございますけれども、成績率制度が実施されている勤勉手当は、条例で職員全体の総支給額を定めるとともに、規則で職員個人に支給する手当を定めてございます。そのため今回改正された支給月数について、第1項第1号で改めてございます。

その他の改正内容は、勤勉手当が能率給であることから、在職ではなく勤務に対して支給するため、欠勤等の期間の設定等は期末手当と異なる形になりますけれども、その他は議案第75号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日ですが、両議案とも公布の日から施行することとし、本日公布する予定でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました議案のご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ご意見もないようでございますので、それでは一括上程して審議いたしました議案第75号及び議案第76号は、原案のとおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、議案第75号及び議案第76号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、学校教育職員の期末・勤勉手当に関する所要の規定整備ということで、日程第3、議案第77号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第78号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、これを一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続き、議案第77号及び議案第78号につきまして、ご説明申し上げます。

両議案とも、規則改正の内容につきましては、幼稚園教育職員と同様でございます。期末・勤勉手当の支給に当たっての算定方法等について、先ほどご説明した議案と同様に改めることといたします。

甚だ簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました議案の説明について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それではこれについてはないようですので、一括上程して審議いたしました議案第77号及び議案第78号は、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第77号及び議案第78号は原案のとおり可決いたします。

次に日程第5、報告事項の聴取に入ります。「杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターに関する住民監査請求)監査結果について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは私からは、「杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターに関する住民監査請求)監査結果について」、ご報告させていただきます。

はじめに請求の概要でございますが、請求人、請求書の提出は記載のとおりでございます。

3点目として、措置要求の要旨でございますけれども、平成18年度から20年度の指定管理者、株式会社ティップネス・特定非営利活動法人ワセダクラブ共同事業体に対する指定管理料の支払いに関して、区民の税金が不当に支出されているため、適正なる監査を求め、不当に支出された金額を返還させ、今後は募集要項に則った公正な指定管理料の支払いがなされるよう求めるというものでございます。

次に、監査結果と判断でございますが、監査結果は平成21年11月16日、本件措置請求については請求人の主張は理由がないものと認め、棄却するとの決定がなされました。

次に判断でございますが、請求人の主張は3点ございます。

第1点目は、指定管理料の算定に当たって、自主事業の位置付けが不明確であり、結果として過大な指定管理料の支出になっているとの趣旨の主張でございます。これに対して、本件措置要求に係る平成17年度の「指定管理者募集要項」には、請求人の主張の最大の論拠となっている「区が支払う経費は、適正に算出された指定管理業務に要する支出予定額から、収入予定額を差し引いたものを基本とする。(ただし、自主事業に関する経費を除く。)」という記載はなく、事実誤認を前提とした請求人の主張には理由がないとしているものでございます。

第2点目は、指定管理料を実費精算すべきとの主張でございますが、これは指定管理料が四半期ごとに前払いされていることから、予定額での支払いと実費との精算が必要とするというものでございます。これに対して、募集要項並びに基本協定書によれば、指定管理料及び支払い方法は年度協定書で定めることとされ、指定管理料は各年度の協定書により確定した額を支払うこと

となっており、精算が必要だとする請求人の主張には理由がないとしているものでございます。

第3点目は、各年度の本部費の支出内容が不明確であるとの主張でございます。これは、各年度報告書の支出欄には、本部費として高額な開発費用や本部費が毎年計上されており、それほどのようなものか不明確で不当支出の要因となっているという主張でございます。これに対して、指定管理業務の実施に当たり、合理的と認められる範囲で施設の改修や必要な備品の設置等を行うこと、共同事業体の母体の一つである法人から職員の研修なども含めた運営上の支援を求め、そのために必要な経費を支払うことなどは、指定管理業務の充実に必要な限りにおいて問題はなく、請求人の主張に理由がないものと認められるとしているものでございます。

裏面をご覧ください。

最後に、意見・要望として、次の2点をいただいております。

第1点目は、今後、公募型プロポーザル方式などを採用する場合、制度や提案内容などを事前に十分精査し、競争性や公平性の確保に疑念を生じさせることのないように留意されたいというものでございます。これは、今回、事業者選定後の協議の中で提案された事業計画書で予定していた事業規模が変更し、そのため収支計画見直しをしていることについて、相応の理由はあるけれども、事業者選定の妥当性に疑問を生じさせることにもなるということからの意見・要望でございます。

第2点目として、自主事業の位置付けについては、自主事業に関する会計を別立てすることなど、既に改善も進められているところではあるが、年度毎の指定管理料の決定協議にあたり、収支計画を点検し、計上された各項目の内容を的確に把握すべきことなど、この間の経験を今後を活かし、透明性を一層高めていくことを強く求めるとの意見、要望でございました。

私のほうからは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特にございませんので、報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。それでは、これで本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。